

紀美野町第2回定例会会議録

令和7年6月25日（水曜日）

○議事日程（第3号）

令和7年6月25日（水）午前9時00分開議

- 第 1 議案第 46号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 2 議案第 47号 紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第 48号 紀美野町給水条例及び紀美野町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 49号 紀美野町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 59号 紀美野町議會議員及び紀美野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 60号 紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 50号 国民健康保険野上厚生病院組合規約の変更に関する協議について
- 第 8 議案第 51号 五色台広域施設組合規約の変更に関する協議について
- 第 9 議案第 61号 教育委員会委員長の任命の同意について
- 第10 議案第 53号 令和7年度紀美野町一般会計補正予算（第2号）について
- 第11 議案第 54号 令和7年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第12 議案第 55号 令和7年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第13 議案第 56号 令和7年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第14 議案第 57号 令和7年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

第15 議案第 58号 令和7年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第1号）
について

第16 発議第 2号 持続可能な水田農業の確立を求める意見書案について

第17 議員派遣の件

第18 閉会中の継続調査及び継続審査の申し出について
(総務文教常任委員会)

(産業建設常任委員会)

(議会運営委員会)

(議会活性化特別委員会)

(議会広報特別委員会)

○会議に付した事件

日程第1から日程第18まで

○議員定数 12名

○出席議員	議席番号	氏名
	1番	徳田 拓嗣
	2番	中原 和也
	3番	桐山 尚己
	4番	藤井 基彰
	5番	上柏 亮
	6番	埴谷 高夫
	7番	美野 勝男
	8番	北道 勝彦
	9番	向井中 洋二
	10番	伊都 堅仁
	11番	美濃 良和
	12番	七良浴 光

○欠席議員

な　し

○説明のため出席したもの

職　　名	氏　　名
町　　長	小　川　裕　康
副　　町　　長	細　峪　康　則
教　　育　　長	東　中　啓　吉
総　務　課　　長	曲　里　充　司
企　画　管　財　課　　長	高　田　真　孝
住　民　課　　長	森　谷　克　美
税　務　課　　長	調　月　克　久
保　健　福　祉　課　　長	森　谷　善　彦
子　育　て　推　進　課　　長	黒　崎　智　帆
産　業　課　　長	吉　見　將　人
建　設　課　　長	中　前　貴　康
ま　ち　づ　く　り　課　　長	米　田　和　弘
水　道　課　　長	長　生　正　信
美　里　支　所　長	(米　田　和　弘)
消　防　　長	井　川　豊　一
会　計　管　理　者	湯　上　增　巳
教　育　次　長	東　浦　功　三
代　表　監　査　委　員	菊　本　邦　夫

○欠席したもの

な　し

○出席事務局職員

事　務　局　長	井戸向　朋　紀
事　務　局　書　記	西　本　貴　哉

開 議

○議長（七良浴 光） 皆さん、おはようございます。
(午前 9時00分)

○議長（七良浴 光） これから、本日の会議を開きます。

それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 議案第46号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（七良浴 光） 日程第1、議案第46号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番（美濃良和） おはようございます。こここのところで、さっき職員等っていうのがあったので、ちょっと気になったので、ちょっとこれだけ。すみません。この議会議案の提案のところでございますけれども、これは9ページですか、こここのところで、20条の4に関するところで、1項のところで変わるほう、改正後のほうですけれども、非常勤職員以外の職員で77時間30分、この根拠というんですか、数字の基についてお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長（七良浴 光） 曲里総務課長。

(総務課長 曲里充司 登壇)

○総務課長（曲里充司） おはようございます。美濃議員の8ページ目の下のほうの77時間30分の根拠でございます。

こちらのほうは、地方公務員の育児休業等に関する法律の中で規定されているため、この時間をこちらのほうへ当てはめて改正を行うものでございます。

以上でございます。

(総務課長 曲里充司 降壇)

○議長（七良浴 光） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） これで質疑を終わります。

これから議案第46号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第47号 紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（七良浴 光） 日程第2、議案第47号、紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） これで質疑を終わります。

これから議案第47号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴 光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第48号 紀美野町給水条例及び紀美野町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について

○議長（七良浴 光） 日程第3、議案第48号、紀美野町給水条例及び紀美野町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（七良浴 光） これで質疑を終わります。

これから議案第48号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（七良浴 光） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（七良浴 光） これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴 光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第49号 紀美野町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（七良浴 光） 日程第4、議案第49号、紀美野町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（七良浴 光） これで質疑を終わります。

これから議案第49号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（七良浴 光） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（七良浴 光） これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴 光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第59号 紀美野町議会議員及び紀美野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（七良浴 光） 日程第5、議案第59号、紀美野町議会議員及び紀美野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（七良浴 光） これで質疑を終わります。

これから議案第59号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（七良浴 光） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（七良浴 光） これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴 光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第60号 紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

○議長（七良浴 光） 日程第6、議案第60号、紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） これで質疑を終わります。

これから議案第60号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第50号 国民健康保険野上厚生病院組合規約の変更に関する協議について

○議長（七良浴 光） 日程第7、議案第50号、国民健康保険野上厚生病院組合規約の変更に関する協議について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） これで質疑を終わります。

これから議案第50号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） それでは、議案第50号について、反対の立場から討論を行ってまいりたいと思います。

この定数の変更について、全員協議会の場でも行われたということもございますけれ

ども、さて、その基になるところは、紀美野町議会の議員の数を減らしてきたと。そして、次の選挙からは紀美野町議会は10人になるというふうなことが、これは賛成多数で通されたわけでございますけれども、これについても、まず、前回の任期の間では減らすべきではないということで、一旦はそれが否決されておったというふうに思います。それが10人になるというふうなこともあったりして、紀美野町の議員の数が少なくなるから、大変、紀美野町議員があっちこっちの組合議会が多いために、出席する数が多くなってくると。そういうふうなことが一つの問題になっているというふうに他の市町からもその話がございましたけれども、そんな話になっているというふうなことを聞いておるわけでございますけれども、どちらにしても、紀美野町議会の議員が減ってきた、そのことから、国民健康保険野上厚生病院の組合議員の数も減らすと。これはやはり問題であると思います。

基本的に、何と言っても議員というのは、住民の代表として議会に出席して、そして、住民の立場でいろんな問題提起、あるいは提案に対する賛成・反対の立場を述べていきます。ですから、その数が減れば減るほどその意見が減ってくると。いろんな立場からこの意見を述べ合って、そして、その中で、民主的に住民の皆さん方のできるだけ多くの意見を取り入れた方向にもっていくということが議会の基本的な問題であるというふうに思います。それが減ってくるということについては、どうしても問題が起こってくる。そして、今まで紀美野町の議員は7人、海南市が3人というふうにしてきたのは、それはそれで、歴史的にも意味合いがあると、そういうふうなこともあったりするかというふうに思います。

何にしても、この関係する住民の皆さん方の意見が十分に反映できていないかというふうな基本的なところから、紀美野町議員の7人から5人にするこの規約の改正に反対いたします。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長（七良浴 光） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（七良浴 光） 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（七良浴 光） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（七良浴 光） これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○議長（七良浴 光） 起立多数です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第51号 五色台広域施設組合規約の変更に関する協議について

○議長（七良浴 光） 日程第8、議案第51号、五色台広域施設組合規約の変更に関する協議について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） これで質疑を終わります。

これから議案第51号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） それでは、五色台広域施設組合規約の変更に関する協議について、反対の立場から討論を述べたいと思います。

この定数の問題でございますけれども、現行は海南市4人、紀美野町6人、紀の川市4人というふうになっております。そのうち、改正の案は、紀美野町6人から4人にするということ就可以了。先ほど厚生病院組合議会のことについても述べましたけれども、基本的な紀美野町の議員定数を下げていくと。今までもどんどん下げてきましたね。初めは、たしか23人であったかというふうに思います。合併当時ですね。それがどんどん減ってきて、現在12人と。それをさらにまた10人にするということあります。

確かに人口は減っていますけれども、人口と議員の定数はイコールでないのは当然であります。例えば、この北山村の約400人ぐらいですか、約400人ないし500人の人口でも、たしか5人ですよね。そういうふうな形になっております。

以前、紀北の町村議員の集まり、研修会でも、他の市町村、はるかに紀美野町よりも

少ないところでも、定数はやはりそれなりにあるんですよね。うちの定数に近いぐらいの数を持っています。紀美野町は減ってきたといえども、まだ7,000人からの人口をもっています。そういうふうに人口に関わらない、さきに言いました北山村がそれではどんどん人口が減っていって、議員の数を減らしたらいいんかっていうことにはならんわけでしょう。やっぱり、当然、議会というのを構成していこうと思えば、それなりの議員がそれぞれの役職をもっていかなきやならない。そういうふうなことから考えても、民主的な議会の運営、自治体の運営、そういう点で議員の数というのは、これは、一定の数はなければならないのは当然であるかというふうに思います。

定数が、紀美野町が6から4に減らすということについて、紀美野町の議会の議員の定数が減るからここが減らさなきやならないぐらい忙しくなるならば、これは、紀美野町の議員の定数を減らしたことに問題があるかというふうに思います。やはり町民の皆さん方は、この全員7,000人が集まって物事を決めるることはできないから、代表を送ってもらっている、その議員ですから、その議員が十分に7,000人の皆さん方の声を、思いを行政に反映させていく、それにふさわしい議員定数がなければならないというふうに思います。

いろんな点から考えましても、そういうふうにこの定数問題については慎重に、住民の皆さん方の声を反映させる、そういうものは必要であるということから、この五色台広域施設組合の中の議員の数が紀美野町は6人から4人に減らすということに対しまして、私は反対いたします。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長（七良浴 光） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（七良浴 光） 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（七良浴 光） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（七良浴 光） これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○議長（七良浴光） 起立多数です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第61号 教育委員会教育長の任命の同意について

○議長（七良浴光） 日程第9、議案第61号、教育委員会教育長の任命の同意について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（七良浴光） これで質疑を終わります。

これから議案第61号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（七良浴光） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（七良浴光） これで討論を終わります。

これから議案第61号、教育委員会教育長の任命の同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（七良浴光） 起立全員です。

したがって、議案第61号、教育委員会教育長の任命の件は同意することに決定しました。

◎日程第10 議案第53号 令和7年度紀美野町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（七良浴光） 日程第10、議案第53号、令和7年度紀美野町一般会計補正予算（第2号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番（美濃良和） それでは、若干お聞きしたいと思います。

これは、予算に関する説明書でございます。こここのところで、5ページの歳出でございますけれども、総務管理費の企画です。2款1項5目委託料12ですが、魅力発信デジタルコンテンツ等の作成業務委託料についてお聞きしたいと思います。

それから、こここのところで各款ごとに職員の異動についてあって、見たところ、減額されるところが大きいように思います。これによって、町職員の数についてはどうなってくるのかお聞きしたいと思います。

それから、16ページ災害復旧費、10款1項1目でございますけれども、町道上ヶ井東原線地すべり災害復旧工事費2,160万ということで、大きな災害ということで、大きな数字とも言えないんですけども、この災害というのは非常に大きいものであるかというふうに思いますが、これでどういうふうなことになってくるのか。全体、あのところについては大変地滑りの弱いところであって、しかも、隣の有田川町との行き来する大事なところであるかというふうに思いますけれども、この状況についてお聞かせいただきたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長（七良浴 光） 高田企画管財課長。

(企画管財課長 高田真孝 登壇)

○企画管財課長（高田真孝） 美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

5ページの2款1項5目企画費の中の12節委託料、魅力発信デジタルコンテンツ等作成業務委託料についてでございます。この内容について、少し詳しく御説明させていただきます。

この目的は、町の魅力を町内外へ発信し、地域への愛着度を高めるタウンプロモーション事業になります。このことにより、関係人口、観光客や訪問者の増加、移住者の増加、転出者の抑制などが期待でき、地域の愛着や誇りの養成は地域の活性化にもつながります。また、地域産品のPRによる地域経済の活性化の効果が期待できるものと考えております。

魅力発信の方法ですが、まず、電子雑誌を作成いたします。それから動画の作成、それと、紙の冊子、従来のパンフレットのようなそういう紙の冊子、それから、町独自のデザインした段ボール箱を作成、これらを作成してタウンプロモーションを進めたいというふうに考えております。

電子雑誌及び動画は、町のホームページやウェブサイトへアップします。紙冊子と町デザインの段ボール箱については、一緒に活用していきます町の魅力発信に協力していただける町内事業者に冊子と段ボール箱をお配りします。事業者は、自社商品等を発送するときに町のその段ボール箱を活用していただき、梱包時に町のPR冊子を入れていただきます。それを発送していただくことで、消費者の手元に町のPR冊子が届きます。このような方法で、町の魅力発信を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(企画管財課長 高田真孝 降壇)

○議長（七良浴 光） 曲里総務課長。

(総務課長 曲里充司 登壇)

○総務課長（曲里充司） 美濃議員の人事費、職員数の人数についての御質疑にお答えをさせていただきます。

現在、180名の予算となっております。

以上でございます。

(総務課長 曲里充司 降壇)

○議長（七良浴 光） 中前建設課長。

(建設課長 中前貴康 登壇)

○建設課長（中前貴康） おはようございます。それでは、私のほうから、災害に関する件についてお答えさせていただきます。予算に関する説明書の16ページをお開きください。補正予算説明資料の14ページも併せて御覧ください。

10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう災害復旧費、14節工事請負費でございます。工事請負費2,160万円の増額補正でございます。これにつきましては、令和5年6月から令和7年2月発生の町道上ヶ井東原線赤木地内における地すべり災害復旧事業は、令和7年度、令和8年度の2か年を計画してございます。2か年のトータルの事業費としましては2億4,000万円を予定しております。今回は、令和7年度の工事に対する災害復旧工事費2,160万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(建設課長 中前貴康 降壇)

○議長（七良浴 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） これは予算に関する説明書ですけれども、5ページの先ほど説明いただきましたけれども、この事業者の方へそういう物価高騰とか、そういうようなことの対策としてやっていくというふうな意味合いのことのように思うんですけれども、この事業者の方っていうのは、大体どれぐらいの対象になるのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（七良浴光） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 美濃議員の再質疑にお答えいたします。

事業者の対象事業者ということですが、町内、このPR、町の魅力発信に御協力いただける町内事業者ということになりますので、協力いただける事業者さん全てを対象にはしております。そういうことでよろしくお願ひいたします。

○11番（美濃良和） 数なんんですけど。

○企画管財課長（高田真孝） すみません。数は、町内事業者全体になるでちょっと把握はしていませんが、うちが把握しているふるさと応援寄附金を協力していただいている事業者でいうと、33社ございます。

以上でございます。

○11番（美濃良和） 大体30社ぐらい。

○企画管財課長（高田真孝） はい。

○議長（七良浴光） 美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 今、職員の数が180名というふうにお聞かせいただいたんですけども。

○議長（七良浴光） しばらく休憩します。

休憩

(午前 9時32分)

再開

○議長（七良浴光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時33分)

○議長（七良浴光） ほかに質疑ございませんか。

6番、埴谷高夫議員。

(6番 埴谷高夫 登壇)

○6番（埴谷高夫）

それでは、その人事のことについて、先に私からもお伺いしたいと思います。

180名というのは、どういう180名なのかをお答え願えますでしょうか。予算では消防とか水道とか入っていないけれども、先ほど課長さんがおっしゃったのは、庁内、教育委員会とかそういうのも含めて全部で180名とおっしゃったのか、その点を教えてください。

それから、減額っていう話がありましたので、私、計算しましたら、2,772万1,000円、全体でですよ。議長さんから注意を受けたらそれまでなんですかけれども、全体でこの予算で見ますと、それだけの減額があると。相当、人数が減っているように思うんですよね。それはどういうことになるのか、180という、そういう感じの人数と絡めてお答え願いたいと思います。

それから、40ページのこれは議案です。繰越明許費のことについて、40ページの教育費に、スポーツ公園のリニューアル事業2億1,400万円の繰越明許になっておりますけれども、この理由をお聞かせください。

それから、魅力デジタルコンテンツ事業、発信コンテンツの。方向性としては、町のやる場合、こういうのが外部委託になる場合がほとんどですよね。町で独自で何か町民に考えてもらうとか、そういうことが欠けているんじゃないかなと思うんですね。魅力発信するなら、やっぱり町民の中で意見をもらってそれを発信するっていうような、それは町民自身が自分たちの魅力を知ることにもなるし、そして、外部に発信するっていうのは非常に有益だと思うんですね。

ところが、外部委託して、そしていろんなものをつくってもらう、コンテンツをつくってもらうってなったら、非常に人任せといいますか、ちょっと町民のほうから、先ほど33社入るって言いましたけれども、段ボール箱の話がありましたけれども、ちょっと外れてくるんじゃないかなと思います。せっかく2,100万円使うんですから。

私は、よその、浪江町とかいろんな先進地のホームページを見ましたけれども、やはり地元の活性化にどないするかということで、苦心なさっていると思うんですね。そういうことで、町は本当にこれでいいのかどうかっていうのを再度お答え願いたいと思います。

以上です。

（6番 埴谷高夫 降壇）

○議長（七良浴光） 曲里総務課長。
(総務課長 曲里充司 登壇)

○総務課長（曲里充司） 塙谷議員の1問目の職員数180名についてですが、こちら、紀美野町の全職員数となります。

続いて、2問目は、人件費の変動額を試算されての金額でしょうかね、先ほどの。一般会計とほかの会計との職員の異動がございますので、トータルで180名分の予算計上、それぞれ特別会計を含めて、180名分の予算計上をいたしているというところでございます。

あと、繰越明許費につきましては、それぞれの補正予算でも繰越明許費の計上をさせていただいているが、それぞれ予算の性質上、または予算の成立後、様々な事由によりまして、その年度内で支出の完結しないものにつきまして、繰越明許費を計上させていただいているということでございます。

○議長（七良浴光） しばらく休憩します。

休憩
(午前 9時38分)

再開

○議長（七良浴光） 休憩前に引き続き会議を開きます。
(午前 9時39分)

○総務課長（曲里充司） 私のほうは、もう以上でございます。
(総務課長 曲里充司 降壇)

○議長（七良浴光） 東浦教育次長。
(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長（東浦功三） おはようございます。

議案40ページの繰越計算書についてですが、そこの9款、教育費におけるスポーツ公園リニューアル事業の繰越しの理由ですが、3月の議会で、補正予算において繰越しをさせていただいております。御承認いただいております。

理由といたしましては、当初、令和6年度については、リニューアル事業に関する予算として3億円を予定しておりました。そのうち、設計にかかる費用については8,600万円、それから工事にかかる費用、充てる費用については2億1,400万円の計

上をさせていただいておりました。

その中で、事業を進めていく上で、本年度につきましては設計のみにとどまって、期間が短期間であったということもあり、設計に期間も要したというところで、令和6年度は設計をするにとどまってしまったので、その工事にかかる費用については、国費も含めて繰越しをさせていただいたというところでございます。

以上です。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長（七良浴 光） 高田企画管財課長。

(企画管財課長 高田真孝 登壇)

○企画管財課長（高田真孝） 私のほうからは、5ページの2款1項5目企画費の委託料、魅力発信デジタルコンテンツ等作成業務委託料についての御質疑にお答えしたいと思います。

御質疑が、外部委託になって、人任せにならないかというような御質疑だったと思います。これについては、うちが関連している33業者になりますが、聞き取りをしながら一緒に進めていきたいなというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

(企画管財課長 高田真孝 降壇)

○議長（七良浴 光） 塙谷議員。

○6番（塙谷高夫） 職員数については、ほんなら何人おったんですか。何人から何人になって180人になったんでしょう。

条例の定数を見ますと、町長の事務局で職員が179、議会が4、農業委員会が2、消防が40、教育委員会が30と、こないなっていますよね。それとしては相当な数が減っていると思うんですけども、何人から何人になったのかっていうのをお答え願いたいと思います。

それで、この減ったことによって過重負担にならないのかというのが一番心配なんですが、その辺はどうなんでしょう。お答え願いたいと思います。

それから、繰越明許費ですけど、この間、委員会でしたか、どこでしたか、多分、委員会でしたね。管理棟については設計はできていませんという話でしたよね。設計はできていないのに、それは消化されている。そういうことでしょうか。

それから、コンテンツ事業ね。何ていうかな、そんなに深く考えられてやっているようには思えない。

やっぱり、先ほども言いましたように2,000万円も使うわけですから、それを有益というか有効に使うというのは、非常に大事なことだと思います。政府のこの補助金も、新しい地方経済・生活環境創生交付金、物価高騰対策重点地方創生臨時交付金って、こういう国のお金でしょう。それについて、こういう使い方っていうのはちょっとずれているんじゃないかと私は思いますし、もうちょっとやっぱり企画さんで論議なさって、職員さんの意見も十分取り入れて、実のあるものにしてもらいたいということを言っておきます。

以上です。

○議長（七良浴光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 職員数ですが、補正前の職員数、予算上は185で予算計上をしておりました。それが今回、補正後が180ということになります。

以上でございます。

○議長（七良浴光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 管理棟の設計ができていないとおっしゃいましたが、管理棟は現在の今ある管理棟、これをリノベーションして再利用していくという形で考えております。それについての設計はできて、完了しております。

以上です。

○議長（七良浴光） しばらく休憩します。

休憩

（午前 9時46分）

再開

○議長（七良浴光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時46分）

○議長（七良浴光） 総務課長、答弁漏れの部分。職員数が減ったんで、職員に過重になっていないかという質疑やったと思うんやけど。

曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） すみません、先ほど答弁漏れでした。

この4月で、現職員数の人事異動を行っているところです。もちろんそれぞれの課、増える、減るというのはございますが、限られた職員数の中で適正な人員配置を行っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（七良浴 光） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 私からは、埴谷議員の再質疑にお答えします。

魅力発信デジタルコンテンツ事業につきましては、交付金を使うので、実のあるものにしていってくださいという御質疑だったと思います。

国の補助金、魅力発信デジタルコンテンツ等作成事業につきましての770万円につきましては、ここには、最初に説明もさせていただいた電子雑誌、それから動画、この部分を充当しております。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、紙冊子と段ボールの費用を充当させている状況でございます。事業者に段ボール箱を支給するという形にもなりますので、そこは事業者支援につながっているというふうに考えております。

また、通常でしたら、つくった冊子を町から郵送して皆さんにお届けするという形なんですけれども、段ボールに同梱していただくことで、郵送料の経費削減も、そういった側面もありますので、こういった形で町の魅力発信を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（七良浴 光） 埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 人事で言いますと、条例上から言いますと、大幅な減員になっているんですよね。今度でも、私先ほど申しましたように、2,772万1,000円の減額ですから、5人で割りましたら540万円ぐらいになるんですかね。それで、中堅以上の方が辞められているということに、私、把握していいんでしょうかね。

そういったのは、本当に補充しないで本当にやっていっているのかっていうのは、非常に疑問なんです。各部署に私、聞いて回るわけにはいきませんから、総務課長さん、参事さん、把握なさっているんやと思いますけれども、本当にそれでいいんでしょうかっていうのを再度確認して、この質疑にしたいと思います。

もうそれだけ、よろしく。

○議長（七良浴 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 定員適正化計画上は、ほぼ目標どおりの推移をしているところですが、なかなかいろんな様々な事務が突然的に発生するというような状況もありまして、決して十分な充足はされているかというと、なかなか難しい点もあると思います。

今年度も、御存じかもしませんが、ホームページ等で職員の採用についても公募を進めているところでございますので、適宜、そういうような形で職員の補充というを行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（七良浴光） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴光） これで質疑を終わります。

これから議案第53号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）

○6番（埴谷高夫） 反対討論を行います。

私の反対するところは1点です。スポーツ公園のリニューアル事業、これに関しては、もう全く最初の当初の事業というところから反対です。繰越明許で仕方がないということになるわけですけれども、事業そのものが非常に不公平なところで、不当なところで始まっていますし、そして、それが今、実施されようとしていますけれども、これもKIMINO STUDIESという10万円で、5万円の出資して10万円で急遽つくられた会社に、しかも建設業許可を持たないっていう会社に、準委任契約と言いながら工事請負契約を締結して、そうして不法なことをやろうとしていると、ゆゆしき事態だと私は思っています。こういうことを続けていたら町の財政は破綻するし、そして、行政がゆがんでくると非常に町の将来を危惧しています。

また、出来上がろうとしている施設についても、様々な問題があると私は思っています。

以上によって、このリニューアル事業に関するものにのったものについては、賛成はできません。

（6番 埴谷高夫 降壇）

○議長（七良浴光） 賛成討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長（七良浴光） 反対討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長（七良浴光） 賛成討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長（七良浴光） これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○議長（七良浴光） 起立多数です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第54号 令和7年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号)について

○議長（七良浴光） 日程第11、議案第54号、令和7年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（七良浴光） これで質疑を終わります。

これから議案第54号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（七良浴光） 賛成討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長（七良浴光） これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 54 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 12 議案第 55 号 令和 7 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（七良浴 光） 日程第 12、議案第 55 号、令和 7 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） これで質疑を終わります。

これから議案第 55 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） これで討論を終わります。

これから議案第 55 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 55 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 13 議案第 56 号 令和 7 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（七良浴 光） 日程第 13、議案第 56 号、令和 7 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） 予算に関する説明書でございます。

この歳出ですが、29ページに総務費、総務管理費、または3款の2項ですね。1目の一般介護予防事業費等で、減額として給料が減額されております。これも当然、職員さんの減ということになってくるかというふうに思うんですけども、さきの初日の

説明で、例えば、一般介護予防事業費の職員の給料の減については、保健師というふうに答弁があったかというふうに思います。等も含めて、一般管理費及び一般介護予防事業費の2つの給料の減額についてお聞きしたいと思います。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長（七良浴 光） 森谷保健福祉課長。

(保健福祉課長 森谷善彦 登壇)

○保健福祉課長（森谷善彦） それでは、美濃議員の御質疑にお答えします。

予算に関する説明書の29ページ、一般管理費で給料が減額しております。この部分については、職員の異動に伴うものなんですが、介護事務に係る担当職員が1人減ったものでございます。この部分については、ほかの職員、介護事務職員が4名いますので、その辺りでカバーするという形になります。

それから、3款の一般介護予防事業費については、保健師の人事異動に伴うもので、給料の高い方と給料のちょっと少ない方との異動ということで、減額になっている状況です。

以上です。

(保健福祉課長 森谷善彦 降壇)

○議長（七良浴 光） 美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 今の説明でございましたら、1款1項1目の一般管理費についての減については、6人の介護士ですか、というふうに説明されましたかね。他の職員がいるからそれでカバーができると、そういうことであったんですか。もうちょっとその辺の説明をお願いしたいと思います。

それから、3款2項1目の一般介護予防事業費については、これは実質じゃなくって、職員の異動によって給料の差額が出てきたと、それによるものだということであったんですね。確認したいと思います。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（七良浴 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） すみません。一般管理費に計上している事務職員の数については、昨年度は3名、それが今年、令和7年度は2名の計上としておりますが、この事務職員の給料を一般管理費のほうで計上しているんですが、ほかに介護の担当職員については、介護予防であったり、そういうところで職員がいますので、事務的な部

分も含めて、その人を、1名減をカバーするという形で、主担当としては1名減という形になります。

それから、一般介護予防事業費については、給料の差額の減ということになります。

以上です。

○議長（七良浴光） 美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 今の1款1項1目の一般管理費については、3名が2名になつて減ったんだということでございますけれども、それで回していくことでございますが、何にしても、見たところ大変事業的には幅広いように思うんですけれども、その辺で問題なくやっていけるんですかね。できるっていうんですから行けるんでしうけれど、その辺をもう一度確認したいと思います。

○議長（七良浴光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 介護事業については、様々な事業を展開しているところなんですが、もちろん、現在の勤務状況とかを勘案して1名減ということで、やつていけるということで判断して運営しているところでございます。

以上です。

○議長（七良浴光） ほかに質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長（七良浴光） これで質疑を終わります。

これから議案第56号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（七良浴光） 賛成討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長（七良浴光） これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第57号 令和7年度紀美野町東部簡易水道事業会計補正予算（第1

号)について

○議長（七良浴 光） 日程第14、議案第57号、令和7年度紀美野町東部簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） これで質疑を終わります。

これから議案第57号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第58号 令和7年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（七良浴 光） 日程第15、議案第58号、令和7年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） これで質疑を終わります。

これから議案第58号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 発議第2号 持続可能な水田農業の確立を求める意見書案について

○議長（七良浴光） 日程第16、発議第2号、持続可能な水田農業の確立を求める意見書案について、議題とします。

提出者、中原和也議員、説明願います。

(2番 中原和也 登壇)

○2番（中原和也） 発議第2号、紀美野町議会議長、七良浴光様。

提出者は紀美野町議会議員、中原和也。

賛成者は紀美野町議会議員、美野勝男、上柏院亮、向井中洋二、徳田拓嗣、藤井基彰、桐山尚己、以上6名であります。

持続可能な水田農業の確立を求める意見書案。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由について申し上げます。

現在、我が国では米の不足が報道される一方で、水田を守り続けてきた多くの農家が米作りの継続に大きな課題を抱えております。とりわけ、米価の低迷や資材費の高騰といった厳しい経営環境の中で、たとえ一定の安定収入が確保されたとしても、余裕を持って水田農業を維持・継承していくことは、困難な状況にあります。国民の主食である米の安定供給を将来にわたって確保するためには、単なる所得補償にとどまらない、多面的で持続可能な支援策を含む国の政策的取組が必要不可欠であります。

よって、国に対し、本意見書を提出するものです。

それでは、意見書を朗読します。

持続可能な水田農業の確立を求める意見書。

現在、我が国では米の不足が報道される一方で、水田を守り続けてきた農家は深刻な困難に直面している。

特に中山間地域を中心に、多くの農家が、これまでの農業政策の変遷や気候変動の影

響も重なり、米作りの継続に大きな課題を抱えている。

設備投資に必要な資金の確保が難しくなっており、用水路など農業インフラの維持管理にも支障を来している。

また、水稻栽培は初期投資に多額の資金を要するだけでなく、継続するための設備や施設への投資にも大きな資金が必要となり、新規就農者にとっては参入障壁が高く、後継者不足も深刻である。

このような状況の背景には、かつて国の食料需給の調整を目的として実施された減反政策の影響もあると考えられる。

国民の主食である米の安定供給を維持するためには、今後は農業の持続性と生産力の確保に重点を置いた政策展開が求められる。

令和6年には「食料供給困難事態対策法」が制定され、米をはじめとする特定食料の安定供給に関する国措置が明記されたことから、有事に備え、水田農業を支えるインフラの維持や設備投資への支援、新規就農者への支援などについては、国が責任を持って取り組むべきである。

また、我が国の農業と食の基盤を主として支えてきたのは、全国各地に広がる中小規模農家の存在であることを忘れてはならない。農家一人ひとりの努力が報われるような環境づくりが、国全体の食料安全保障にもつながる。

さらに、農業は農家だけのものでなく、全ての国民にとっての「命を支える基盤」である。消費者である国民一人ひとりが、我が国の農業をどのように守り、未来へ引き継いでいくのかという視点を持つことが不可欠であり、国には、そうした意識を醸成するための政策的働きかけも求められる。

よって、国に対し、地方の実情に根ざした農業政策への転換と責任ある対応、そして国民全体で農業を支える社会の構築を求めるため、以下の施策を強く要望する。

記

- 1、水田農業の継続に必要な設備投資に対する直接支援制度の創設
- 2、気候変動に対応するための水管理や品種転換支援への補助拡充
- 3、水路・用排水施設など農業インフラの維持管理に対する国恒常的・直接的支援
- 4、若手・新規就農者が水田農業に参入しやすいような支援体制の強化
- 5、米の需給政策の見直しと持続可能な自給体制の再構築
- 6、国民が我が国の農業の重要性を理解し、支えていくための教育・啓発の推進

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

和歌山県紀美野町議会議長、七良浴 光。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、内閣官房長官宛て。

以上であります。

(2番 中原和也 降壇)

○議長（七良浴 光） これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番（美濃良和） それでは、若干お聞きしたいと思います。

議員提案の持続可能な水田農業の確立を求めるということでございますけれども、その言葉の中でも、例えば、記の4で、若手・新規就農者が水田農業に参入しやすいような支援体制の強化ということとか、そういうふうなことがあつたり、真ん中辺に、国民の主食である米の安定供給を維持するために、今後の農業の持続性と生産力の確保に重点を置いた政策展開が求められると。また、その3行ほど上にある後継者不足も深刻であると、こういうふうなことが指摘されているわけであります。

ちなみに、私も調べてまいりましたら、農林業センサスですね、それにおいても、2000年に240万人の農業者がおられたんですけども、それが2023年、23年間の間に116万人と、半分以下に減っているんですね。これが今、一番大きな消費者の皆さん方も心配されて、本当にもう毎日米がないかと言うて探し回ったという、食料、米不足というふうなことにつながってきた一番の最大の問題であるかというふうに思うんですね。

国のほうでも言っているように、米農家は時間給は10円とか、その後、2年前には70円ぐらいに上がったとかそういうのを言っていますけれども、基本的には、このように農家が減ってきた一番の大きな問題は、要するに所得が少ないからということになってくるんじゃないでしょうか。ここに言われているように、インフラ整備ということも大事でしょうけれども、しかし、生活していくために、専業農家っていうのがなければ、やっていけないことになるんじゃないかなというふうに思うんです。

そういう点で、今、意見書のいろんなところでも言われておりますけれども、その農家の所得をどのように保障するのかということが、一言入れるべきではないかというふ

うに思いますが、その点についてお聞きしたいと思います。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長（七良浴光） 2番、中原和也議員。

(2番 中原和也 登壇)

○2番（中原和也） それでは、美濃良和議員の質疑にお答えさせていただきます。

最初に、要望の4番目の若手・新規就農者が水田農業に参入しやすいような支援体制の強化というところですが、水田農業、いわゆる水稻栽培に関して参入する場合、ざくっとですけれども、トラクターやコンバイン、乾燥機もろもろ全てをそろえようすると、1,000万円以上かかると。規模が大きくなれば、それなりにまた金額も増えていくわけですけれども、新規就農者がいきなりそれだけの資金を持って参入するには、収入がとても低いという点があり、金融機関もそれなりの融資をしていただけないという現状があります。

そういうことで、新規就農者が米作りをしたいよというときに、国がしっかりと支援できるような体制、また、その資金だけではなく、全国各地域の水田のいろいろな地域との関わりとか、いきなり新参者が入ってきてできるという簡単なものではないんですね。そういうことも含めて、国がいろいろな地域への支援とかを含めてこういう体制を整えていかないと、日本の米作りは本当に危ないんじゃないかと、私はずっと経験してきているので、このように意見させていただいております。

2番目に、今後は、農業の持続性と生産力の確保に重点を置いた政策展開が求められるという点ですけれども、これは、今、話をさせていただいたように、なぜこのような状況になったかっていうところをまず国にしっかりと理解していただいて、どうしてこういう日本の水稻栽培、水田農業をどうやって維持していくかということを、真剣に国の方で議論して政策展開をしていっていただきたいという思いで、この文を書いております。

後継者不足、これは本当に紀美野町だけでなく、全国そうなんですけれども、現在、米作りをしている農家さんっていうか、兼業農家も含めてですけれども、主に60歳以上と言われています。紀美野町で言えば、もうほぼ70歳前後の高齢者の方々が一生懸命頑張っていただいているんですけども、その方々が年齢的にも肉体的にもリタイアされたときに、次、誰がするんっていうことになってくると、当然、若手である50代、40代、30代の若者になってくるんですけども、現状、今、米作りをしている設備、

機械ですね。実際、紀美野町の農家さんの機械を見ていただいたら分かると思うんですけども、もう30年、40年、もっと言えば、50年、60年もたったような機械を使ってやっております。それも、毎年毎年高いメンテナンス費用を払って維持しているわけです。そういう機械が潰れたら、もう次、新しい機械を買うしかないんですけども、その金額すら手元にないと。それは手取りが少ないからです。貯金ができるない、できないという現状があり、また、特に50代の後継者と言われる、後継者になる可能性のある方でも、もうおやじが死んだら農地は売ると、機械が潰れたらもう終わりという声もたくさん聞いています。

実際、紀美野町では機械だけでなく獣害がひどくて、せっかく一生懸命半年かけて作った米もイノシシや鹿に食べられて、もうやってられんと。いろいろな問題があって、もう単純に、経済的な問題で農業、米作りをやめるっていうことになっていないんですね。いろんな原因です。もちろん収入が少ないっていうのは大きな原因になるかも分からぬですけれども、いざ米を作ろうとしたときに、もう何もできない状況になっているんです。これだけ米の高騰があるって、農家の米の収入も増えるんじゃないかと言われている今でも、どんどん辞めていっているわけです。そこを十分に考えていかなければいけないと思います。

どのように所得補償するのかっていうことを考えていかなければならないとおっしゃっていましたが、当然、それは、今現在、米を作っている方々にとっては、そこはとても重要なことだとは私も理解しておるんですけども、持続していくっていう上で、いわゆる今の所得より少し上げたところで、そのインフラ整備やら機械、設備の投資に回すまでの補助をしてくれるのかという保障がとても心配です。これだけ米がないって言っているにもかかわらず、そこを国民誰1人そこに目がいっていないっていうのが現状なんです。米をどうやって作るかも知らない国民が多いんです。

米を作るために水が必要なんです。紀美野町であれば、用水路たくさんあります。私が把握しているだけでも、20か所近く長い用水路があります。それで米を作つておられます。でも、その用水路も受益者負担といって農家が負担して、毎年毎年少しづつ直しながら、あらゆる箇所、水漏れを自分たちで直しているんですけども、今、現状、その長い長い500メートルも900メートルもある用水路を、農家さんは受益者負担ということで3人、4人で負担している。この先、1人でやっていかなあかんっていう用水路もあります。そういうところを所得補償するだけでやっていけないという現実

があるんです。そこも紀美野町民でさえ知らない。これは、本当に国の大問題なんです。

だから、所得補償をするっていうだけで、国がこれで米の政策ができたと言われるのが怖くて、私はこの意見書を提出させていただきました。所得補償だけじゃ済まない。所得補償をして当たり前なんですね。当然しているでしょう。もう現状、動いていますよ、所得補償に関しては。ただ、一向に設備に対する、インフラに対する国の補助っていうのが聞こえてこない。なので、この意見書を提出させていただきました。

以上です。

(2番 中原和也 降壇)

○議長（七良浴 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 私は環境整備というんですか、用水路等の整備をするなんか、そんなふうなことを支援するなどとは全然言っていません。そういうことで求めるることは、私は当然必要であるというふうに思います。

また、町に対しても、現在3割負担ですかね、個人の、それもできるだけ減らしていく这样一个ことも要求せねばならんというふうに思います。今も私は申し上げてきましたけれども、何にしても、議員は所得補償だけ言っておりますけれども、所得補償、それから、価格保障も含めてやっていかなきゃならんと。だって、アメリカなんて何でしょう、どっさり補助金を出して、小麦とか、またトウモロコシ等ですね。100%持たなきゃならんと、自給率を。そして、そのために110%ぐらいの生産を農家に求めるんですね。その求めて余ったものを、国がまた補助金をつけて外国に売るんですよ、安くして。それぐらいで食糧に対することが、国にとっての守っていく大事なものであるというふうにやっているわけであります。

日本でも昔の食糧が、戦争がこの大変な時期に何とか増産を求めて、食管制度というのがあったんですよね。価格保障、たしか私の記憶では、100人ぐらい働く会社の従業員の給料から算定して、米一俵当たりの値段を決めると。そういうふうなことで値段を決めて、専業農家を残していくということがされてきたというふうに思います。

外国はほとんどそういうふうに補助金を出して、一番の食糧がなければやっていけないということでやってきているんですよ。そういうふうなことをしながら、当然、価格保障やその所得補償をしながら専業農家を、今、兼業農家、紀美野町でももう問題になっているのが、何でしょう。兼業農家も2種兼業が主になっているんじゃないですか。

そういうふうなことで、農家の皆さん方がやっていける、専業農家としてやっていけ

るよう、当然、この意見書はうちの町だけじゃなくて、全国の農家を育成していくということもあるでしょうから、そういうふうにしなければ、今、食料自給率が38%、和歌山はもっとそれより低い数字でしたよね。こういうふうなことで、作っていくために専業農家を残すというその観点で、今、そういうインフラ等は当然のことながら、専業農家を残すためには、価格保障やら、あるいは所得補償などのそういうものが必要になってくると。それについて一言入れるべきではないでしょうかということで申し上げているんですが、それはならないわけですか。

○議長（七良浴光） しばらく休憩します。

休憩

（午前10時27分）

再開

○議長（七良浴光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時29分）

○議長（七良浴光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 再質疑にお答えさせていただきます。

答えになるかどうか分からぬですけれども、なぜ所得補償に私は触れていないかと言いますと、今まで、国の政策は大規模農家を基準に政策をされてきました。大規模農家の視点で所得補償をされても、この中小規模農家にとっての支援にはなってこないんです。今までずっとそうでした。何を考えるにも大規模農家、米を輸出する案も出ていますけれども、そんなんも大規模農家。そんなもので、全国に広がる中山間地域の中小規模農家の所得の保障には何の足しにもならないです。

実際にいろんな政策ありました。私もいろいろ補助を受けてきました。肥料1個買うのがやっとぐらいの補助です。私たちの規模で言うと。米どころは1枚当たりの田んぼが1町、2町。1人の農家が10町、20町やっているような地域と、この紀美野町のように小さな田んぼを幾つも幾つも手間暇かけてつくるような農業、非常に難しい所得補償になってくるんです。国としても、そこは簡単にはできないところなんです。

そんなことよりも、もう待ったなしで中小規模農家の危機は迫っているんです。もう本当に危ない状況なんです。だから、まずここを先にやってくれと。もう保障は国民が助ける、だから、僕はここに教育・啓発を入れているんです。国民が理解して、全国の

中小規模農家を助ける、国民の意思で農業を維持できるようにやってくれ。でも、お金がたくさん必要。インフラ整備、設備、投資するにはお金が必要なので、まず、国にここを助けてくれっていう気持ちでこの意見書を提出させていただきました。

以上です。

- 議長（七良浴光） 美濃良和議員。
- 11番（美濃良和） 今、答弁がありましたけれども、その所得補償と価格保障、そういうふうにしながら、生産農家をつくらなければならないっていうのがあるんじゃないですか。この中でも言われているように、農家がどんどん減ってきていると。先ほど言いましたように、2000年って言ったら、紀美野町が合併する直前ですよね。そこからもう半分近くになっている。紀美野町にとっても、やはり和歌山県も紀美野町も、他の県から米とかそういうものは入ってこなけりややつていけない。ですから、消費者を守り、また、生産者である農家も食べていかなきゃなりませんから、やっていけるようしようと思えば、まず販売農家でもええわと、そういう形にはならんし、やっぱり農業を主にやっていけるようしようと思えば、これはもう保障するに仕方ないんですよ。

もう一つは、この中で書かれておりますけれども、食料供給困難事態対策法、この中の法律、たしか条項の7条か8条当たりに、農家が持っている米を供出させることも書いているんですよね。また、どのようにこれから米を増やしていくんかとか、そういうことについての計画を出さなければ20万円以下の罰金と、こんなもんになっているんですよ。

農家がこんなことになると、また負担になってくるということもあって、できるだけ多くの皆さん方が生産できる農家であるようにするためにには、兼業農家よりも専業農家、専業・兼業においても、2種より1種というふうな形でたくさん作ってもらえる方にそこに集中してもらうためには、価格保障とか所得補償が必要になってくると。それを文言に入れることが必要ではないかということで聞いているんですけども、それについての答弁ございませんでしたけれども、再度お願いしたいと思います。

- 議長（七良浴光） 2番、中原和也議員。
- 2番（中原和也） 質疑にお答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、国の政策は大規模農家を基準に考えております、いまだに。当然、米どころと中山間地域の農地というのは、比較にならないぐらいの差が

あります。その中で、全国で統一して所得補償をするっていうのは非常に時間がかかると思います。そういったことで、そんな時間をかけている間に農家がどんどん減っていくので、そこよりも、まず農家の抱えている問題を先に解決してくれということでの意見書を提出しているわけで、別に所得補償を否定しているわけじゃないです。そこは難しい。時間がかかる。もうすごいいろんなことを考えていいかないと云々で、ここは国が継続的にそういうことを見据えて、将来そういうことにつながればいいと思いますけれども、そういう意味で、所得補償を私は提案していません。

食料供給困難事態対策法については、私はこんなに納得しているわけじゃないです。これを逆手に取っているだけです。国がそんなことを言うんであれば、まずもって作れる体制を国が取ってくれよと。これは、逆手に取った意見です。賛成しているわけじゃないです。

そういうことで、国が強制的にそういうことをするんであれば、まず先に農家を守ることが先決でしょうという意味でこの意見書を提出させていただきました。

以上です。

○議長（七良浴光）ほかに質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長（七良浴光）これで質疑を終わります。
これから発議第2号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

○議長（七良浴光）賛成討論ありませんか。
7番、美野勝男議員。

(7番 美野勝男 登壇)
○7番（美野勝男）私は賛成討論を行います。

日本人の主食は言うまでもなく米ですが、農業者も高齢化が進み、そして、収入も十分得られないということで、特に中山間地や、まして平野部においてでも耕作放棄地が増えました。ということで、今の米不足に及んでいます。

以前には米が余り、減反政策としてほかの作物に転作するよう求めたものであります。何といっても、食料自給率の低い我が国においては、安定した米の供給が必要であります。

よって、本意見書のように、国が責任を持って生産意欲を湧かせ、増産体制に対応することが重要であると思いますので、この意見書に賛成いたします。

(7番 美野勝男 降壇)

○議長（七良浴 光） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） 賛成討論ありませんか。

3番、桐山尚己議員。

(3番 桐山尚己 登壇)

○3番（桐山尚己） では、持続可能な水田農業の確立を求める意見書案への賛成討論を行います。

戦後のG H Qによる小麦政策に端を発する米の減反政策が、つい最近まで、約50年もの長きにわたり継続されてきたことにより、日本の稻作農家が減少し、耕作放棄地が増加の一途をたどっていることは、多くの国民が認識しているところであります。

最近の米不足、米価高騰問題に関しては、農林水産大臣が交代したことで政府備蓄米が安価に市場に出回り、国民は安堵しているところですが、これは、決して米不足、米価高騰問題の根本的かつ本質的な解決につながるものではありません。元農林水産官僚の鈴木宣弘東京大学大学院特任教授の試算によれば、現在の日本の米農家の収入は、時給換算で僅か10円にしかなりません。S N Sでも、農家の窮状を訴える投稿が後を絶たず、離農者が増え続ける現状において、高齢化が進む水田農業の現場で、後継者不足の解決、新規参入者の確保が進むとは到底考えられません。

山田正彦元農林水産大臣によれば、農業全般において、アメリカでは約40%、ヨーロッパにおいては、実に約80%の所得補償を農家にしています。これは、有事において国際的な物流がストップするような場合でも、国民の生存に不可欠な食料の確保を確実に行うこと、つまり、食料安全保障がいかに重要であるかを国家がしっかりと認識している証左であります。

翻って、我が国においては、食料自給率が僅か38%であるにもかかわらず、食料安全保障は、長年にわたり軽視されてきたと言っても過言ではありません。とりわけ、我が国の主食である米の自給問題は、現在、大きな岐路に差しかかっているといえます。

長期的には、あらゆる農家の所得補償を視野に入れつつ、現時点では、稻作農家が継続的に無理なく米作りに従事できる環境・体制を整え、日本人の主食である米を安定的

に確保することが喫緊の課題であることから、本意見書案に賛成するものであります。

(3番 桐山尚己 降壇)

○議長（七良浴 光） 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（七良浴 光） 賛成討論ありませんか。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番（美濃良和） 私は、持続可能な水田農業の確立を求める意見書に対しまして、賛成の立場から討論を行ってまいりたいと思います。

先ほどからやり取りもし、また、さきにこの討論を述べられた方々のおっしゃられているのも、やはり所得の保障というのは大事であると。桐山議員が言われるよう、外国の農産物の圧倒的な部分が、この補助金によって生産されているという問題であります。

日本においては、この喫緊の23年間で、240万人の農業従事者が116万人というふうに半分以下になっているというようなことからしても、これでは生活がやっていけない。桐山議員も述べられましたけれども、時間給10円、これは国が認めているんですけれども、この時間給10円、最近ちょっと上がって70円ほどになったとかいうふうに言われていますけれども、何にしても、時間給数十円ということでは、話になりません。今、一般的には時間給1,000円、あるいは1,500円と言われている時代であります。そういうふうにしようとするならば、当然、価格保障なり所得補償ということが必要であります。

また、ここの意見書の中にも述べられているので、これが大変気になるんでござりますけれども、これについては、これから1つの大きな運動になるかというふうに思いますが、食料供給困難事態対策法です。こここのところでは、それぞれ農家に生産計画を出せと。出さなければ、20万円以下の罰金というふうな、そういうふうなところまで来ている。または、作った農産物について、米については出さなきやならない。持つておってはならないということが書かれています。警察官まで動員して、供出米、米を出せということで、農家は大変痛い思いをしています。そういうことからいっても、やはりたくさん作っておればそういうふうなことをしなくてもよいわけで、新しい若い農家が誕生されていくということが、大変大きな問題であるかというふうに思います。

そういうことですから、何遍も申し上げますけれども、価格保障なり所得補償をして農業で生活ができる、そういう状態をつくっていかなきやならないというふうに思います。

その点について明確な文言がないわけでございますけれども、要するに、意見書はインフラ整備ですか、また、特に用水路について書かれております。基本的なところは、今後の問題としてインフラ、また、その用水路の整備等については、私も整備をしていかなきやならない。これについて、公の補助金等も必要であるというそういう観点から、この意見書に賛成いたします。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長（七良浴 光） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議員派遣の件

○議長（七良浴 光） 日程第17、議員派遣の件について、議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおり、派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり、派遣することに決定しました。

◎日程第18 閉会中の継続調査及び継続審査の申し出について

（総務文教常任委員会）

(産業建設常任委員会)

(議会運営委員会)

(議会活性化特別委員会)

(議会広報特別委員会)

○議長（七良浴光）　日程第18、閉会中の継続調査及び継続審査の申し出について、議題とします。

総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、議会活性化特別委員会及び議会広報特別委員会の委員長から、会議規則第75条の規定による閉会中の継続調査の申し出と総務文教常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴光）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査とすることに決定しました。

○議長（七良浴光）　しばらく休憩します。

休憩

(午前10時49分)

再開

○議長（七良浴光）　休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時52分)

○議長（七良浴光）　以上で、本日の日程は、全部終了しました。

お諮りします。

本定例会に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴 光） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

閉 会

○議長（七良浴 光） これで、本日の会議を閉じます。

令和7年第2回紀美野町議会定例会を閉会します。

（午前10時53分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年6月25日

議長 七良浴光

議員 美濃良和

議員 徳田拓嗣